

長期収載品の選定療養費について

令和 6 年度の診療報酬改定により、令和 6 年 1 0 月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者さんが自己負担をすることが厚生労働大臣により決定いたしました。

①「長期収載品の選定療養費」の範囲は、後発医薬品が上市されてから 5 年が経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が 5 0 %を超える長期収載品が対象となります。

②選定療養費は保険給付ではない為、1 0 %の消費税が上乗せされます。

③外来患者さんが対象で、入院患者さんは対象外です。

④令和 8 年 6 月診療より選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の 2 分の 1 を薬剤料に変換した上で計算します。

⑤注射薬も対象となります。

⑥公費負担も対象です。

⑦処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養費の対象外となります。